

## 皆さんのご意見を募集します パブリック・コメント

パブリック・コメントとは、市役所が政策や条例などを決定する前に、その案を市民に公表し、市民からの意見を募集して、最終的な決定に反映させる制度です。皆さんのが政策に反映され、より良い社会づくりに繋がります。今回は2つの条例、計画についてみなさんから意見を募集します。



### ①甲賀市まちづくり基本条例の見直し（案）

甲賀市が進めるまちづくりの方向性や市民のみなさんをはじめ、市議会や市役所の役割、責任などについて記載されている条例です。本条例について、制定されてから9年あまりが経過する中、社会情勢の変化なども踏まえての見直しを行います。

問合せ・提出先 〒528-0005 水口町水口6009番地1  
市民活動推進課 市民活動推進係（まちづくり活動センター「まるーむ」）  
☎ 70-6032 Fax 70-6046 E-mail koka10042000@city.koka.lg.jp



### ②甲賀市生物多様性地域戦略（案）

「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」の実現に向け、市民・団体、事業者や市が互いに協力・連携し、甲賀の豊かな自然と生物多様性の保全・回復・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

問合せ・提出先 〒528-8502 水口町水口6053番地  
生活環境課 生活環境係  
☎ 69-2145 Fax 63-4582 E-mail koka10204000@city.koka.lg.jp



意見募集期間 12月1日(月)～令和8年1月5日(月)

意見を提出できる方 本条例・計画に関し、意見等を提出する意思を有する個人及び法人、その他の団体

意見の提出方法 意見書（各閲覧場所で取得可）に記入のうえ、各閲覧場所へ持参、提出先へ郵送・FAX・EメールもしくはWEBフォームで提出

閲覧場所 ①生活環境課 ※②の計画のみ  
③市役所1階 ロビースペース  
⑤市ホームページ ②まちづくり活動センター「まるーむ」  
④各地域市民センター  
⑥みなくち子どもの森 ※②の計画のみ

閲覧時間 ①③④…開庁日の8時30分から17時15分まで  
②…開所日の9時から22時まで  
⑥…開館日の9時から16時30分まで

※年末年始の業務案内は、10ページをご確認ください。

意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、個人情報を除き、回答とあわせて市ホームページで公表します。なお、ご意見を提出された方への個別への回答はしません。

## 「わかもの会議」活動報告



問 政策推進課 オール甲賀推進室  
☎ 69-2106 Fax 63-4554

若者を対象とした広聴の場として今年度新たに設置した「わかもの会議」で、17名の委員のみなさんに、市の事業について議論いただきました。その内容をまとめ、10月28日、市長へ提言いただくとともに意見交換会を行いました。

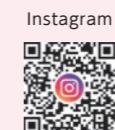
### 提言書の内容の一部を紹介！

- 若者定住促進事業  
趣味等をテーマにした“ライトな出会いの場”の通年・定期開催 等
- JR草津線利用促進事業  
2次交通の充実に向けたニーズ調査の実施 等
- 企業の人財確保事業  
若手従業員による職場の“推しポイント”の発信媒体の継続・拡充 等
- わかもの投票率向上事業  
市民の生活導線に合った投票所設置・機会の確保 等



### わかもの会議Instagram更新中！

活動の様子などを掲載しています。  
ぜひ、フォローください。



提案いただいた内容は、令和8年度予算に反映していきます。



## 令和8年 甲賀市20歳のつどい



問 社会教育スポーツ課  
青少年育成係  
☎ 69-2248 Fax 69-2293



日 時 令和8年1月11日(日)  
開場・受付 13時

第1部  
14時～14時30分 記念式典

第2部  
14時40分～15時30分 記念イベント

会 場 あいこうか市民ホール

- 対象 平成17年4月2日から平成18年4月1日に生まれた方で、下記のいずれかに該当する方
1. 甲賀市に住民登録のある方
  2. 現在、甲賀市に住民登録はしていないが、市内の学校に通ったことがある方、市内にお勤めの方で甲賀市20歳のつどいへの参加を希望される方

### 案内状（ハガキ）は必ず当日にご持参ください

案内状は、「現在本市に住民登録のある方」に送付しています。  
「届かない場合」・「現在本市外に住所異動をされている場合」  
市ホームページから事前に申請ください。

※介助や付き添いが必要な場合は、事前にお問い合わせください。